

無形文化遺産保護条約に係る国際動向調査事業委託実施要項

令和元年7月1日文化庁次長決定

令和5年8月24日一部改正

1. 趣旨

本業務は、無形遺産保護条約政府間委員会の審議にあたって、専門的観点による勧告、及び政府間委員会審議結果の分析等を行うことにより、今後の我が国の世界遺産政策を円滑に推進することを目的として実施するものである。

2. 委託業務の内容

無形文化遺産保護条約政府間委員会に際して、評価機関による勧告の分析や政府間委員会における専門的観点による標記委員会の議事概要の作成、会議結果の分析等を行うとともに、関係国や海外専門家との意見交換等を実施し他国の提案案件についての情報収集を行う業務を委託する。

3. 業務の委託先

本業務は、我が国の文化財全般の調査・研究を目的とし、無形文化遺産に関する国際的な議論の経緯や最新の動向を熟知する団体に対し委託して実施する。

4. 委託期間

委託業務の実施期間は、委託を受けた日から当該事業の完了日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。
ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了の報告

委託を受けた団体等が、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託を受けた団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、委託を受けた団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、委託した団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託を受けた団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。